

告示

埼玉県告示第三百二十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和四年八月二日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第七〇七号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	マモールX
保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 五・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	ワイケーマックス株式会社 埼玉県大里郡寄居 町大字桜沢六百六 十三番地一